第27号（第28条関係）（平27内府令６・全改、令元内府令12・令２内府令85・一部改正）

第　　号

技　能　講　習　修　了　証　明　書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第５条の５第１項の講習を受け、その課程を修了した者であることを証明する。

受　講　年　月　日	年　　月　　日
受　講　場　所	
受　講　銃　種	

交付　　年　　月　　日

公安委員会　　印

注意事項

本証明書を添付書類として許可又は許可の更新を受けるためには、許可又は許可の更新時において、本証明書の交付を受けた日から起算して３年を経過していないことが必要である。

備考　１　用紙は、洋紙とすること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。